独立行政法人国立健康・栄養研究所平成２３年度計画

平成２３年度の業務運営について、独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第３１条第１項の規定に基づき、独立行政法人国立健康・栄養研究所年度計画を次のとおり定める。

平成２３年３月３１日

独立行政法人国立健康・栄養研究所
理事長　徳　留　信　寛

第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置

１．研究に関する事項を達成するための措置

（１）国の生活習慣病対策等の施策としてより効果的な反映が見込まれる研究に関する事項を達成するための措置

ア　生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究

ａ　運動基準、食事摂取基準等の改定のための科学的根拠の提示

①運動基準 2006 で示された身体活動量、運動量、体力の基準の妥当性について検討するための、大規模無作為割り付け介入研究を実施する。

②健康づくりのための運動基準 2006、エクササイズガイド 2006 改訂に資するための文献的研究を実施する。

③食事摂取基準に資するために、様々な生活習慣病と栄養摂取に関する文献的研究を実施する。

④「特定保健指導」における身体活動量評価ならびに身体活動・運動介入のプログラムを構築する。

⑤様々な特性（職業、運動習慣、生活環境、年齢など）を有する成人および小児を対象に、二重標識水法を用いて、1 日当たりの身体活動レベルおよび総エネルギー消費量のデータを蓄積する。それにより、食事摂取基準における推定エネルギー必要量の改定に資する資料を提供する。平成 23 年度は、特に座位中心の職業従事者や中学生における身体活動レベルの評価法を確立することを主な課題とする。

⑥ヒューマンカロリメーターや活動量計などを用いて、特に幼児・小学生の身体活動内容（特に強度や歩行活動）を特定すること、身体活動がエネルギーバランスに与える影響を検討することにより、肥満の予防や解消に寄与する知見を獲得する。

⑦人間ドック受診者を対象とした大規模コホート研究を実施し、食事・身体活動・食行動意識、心理的要因等と生活習慣病発症との関連性や、運動と食事の保健指導効果について検討する。

b　生活習慣病発症における遺伝、環境リスクの相互作用の解明

①罹患同胞対法を用いた全ゲノム解析で２型糖尿病感受性領域としてマップされ､遺伝子の同定に至っていない染色体領域の解析やGWASを用いて新たな２型糖尿病感受性遺伝子を同定する。

②複数のコホート研究において、これまでに明らかになった肥満や糖尿病関連遺伝子の生活習慣病発症への寄与や、栄養・運動や食習慣との相互作用について明らかにする。

c　遺伝子改変動物等を用いたテーラーメード予防法開発にむけた科学的根拠の提示

①高脂肪食が、糖尿病・メタボリックシンドロームを発症する分子メカニズムを解明するために、既に作製した遺伝子操作動物あるいは脂質過剰摂取生活習慣病モデル動物を用いてインスリン分泌のメカニズムや肝臓のインスリン抵抗性メカニズムについて検討する。さらに運動におけるインスリン抵抗性改善メカニズムについて検討し、糖尿病・メタボリックシンドロームの改善や予防法の開発につなげる。

②マクロニュートリエント（脂質、炭水化物、蛋白質等）の過剰、過少摂取で生じる生活習慣病の発症機序とそれらの予防､治療法に関する研究を行う。身体活動量増加とマクロニュートリエント摂取バランス、食品成分による生活習慣病予防機序の研究を中心に行う。

イ　日本人の食生活の多様化と健康への影響、及び食生活の改善施策に関する栄養疫学的研究

a　食事摂取基準策定のための栄養疫学研究及び基本的情報の収集

①「食事摂取基準」に資するために、2010年版策定時までの関係基礎資料をすべて収集・分類・解読し、データベースに登録する。また、策定の効率化や内容向上を目的として、文献のエビデンステーブルを作成する。今後の策定や普及・啓発事業において、当該データベースが十分活用されるよう、ホームページへの掲載および厚生労働省及び関係諸機関に必要十分な資料や技術の提供を行う。

②「日本人の食事摂取基準」（2010 年版）の普及・啓発事業に積極的に参画するとともに、普及啓発のための、ホームページ・書籍・資料・パンフレット等を作成する。また、海外への発信も含めて、報告書や資料の英訳等を進める。

③食事摂取基準の策定に資する基礎資料を得るための、ヒトを対象とした以下の栄養疫学研究および実験栄養学研究を実施する。

・地域在住高齢者及び介護施設入所者の栄養摂取状況やビタミン・ミネラル栄養状態を調査する。

・妊産婦の栄養摂取状態と骨代謝に関して、横断的・縦断的に検討する。

④栄養摂取状態の適切なアセスメント法を開発するための研究を実施する。
⑤食事に関連する生体指標（バイオマーカー）を確立するために、栄養成分の健康影響について以下の研究を実施する。
・ビタミンＡ及びビタミンＤに着目して分子レベルで検討し、生体指標としての可能性を探る。
・閉経後女性を対象に、ビタミンＫ2 の骨代謝マーカー及びその他の生体指標に及ぼす影響を検討する。

b　国民健康・栄養調査の機能強化及びデータ活用に関する検討
「健康日本２１」の最終評価及び次期「健康づくり運動」の策定に向けて、効果的で実効性のある運動・食事指導プログラムの開発と普及を行うとともに、国民健康・栄養調査の機能強化とデータ利活用を通じて、個人の生活習慣の改善を環境面から支援するための施策に資する研究を行う。
国や地方自治体の要請や必要性に応じて、国民健康・栄養調査ならびに自治体が独自に実施する健康・栄養調査の機能強化やデータ活用に関する技術支援を引き続き行う。

ウ　「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究
a　「健康食品」等の素材成分に関する情報収集及び健康影響に関する調査研究
①抗酸化物質を含有するいわゆる健康食品等について、抗酸化力測定や消費者意識調査等による実態把握を行う。また、いわゆる健康食品中に含まれる抗酸化物質の大量摂取が健康に及ぼす影響について調査する。
②微生物定量法が主たる分析法として設定されている栄養成分に対する、効率的な分析法の開発を行い、妥当性確認を行う。また、測定成分の曖昧さにより分析法が確立されていない成分に関して、三大栄養素を中心に検討を行う。
③「健康食品」の表示並びに「健康食品」に含まれる微量栄養成分の栄養生理学上の調査・研究を行う。
④疾病モデル動物における「健康食品」素材の健康影響評価を行う。また、医薬品の効果や安全性に対する「健康食品」素材の影響を評価する。
⑤「健康食品」に利用されている成分の論文情報を収集し、メタ分析等によりその健康影響を評価する。
⑥食事条件との関連でダイエット関連のハーブの安全性を検討する。

b　「健康食品」に関する公正な情報の提供
①『「健康食品」の安全性・有効性情報（hfnet)』サイトの掲載情報を継続的に更新するとともに、それらの情報の効果的な発信等に関連した調査研究を行う。また妊婦のサプリメント利用に関する調査と情報提供を行う。
②『特別用途食品・栄養療法エビデンス情報(fosdu)』のサイトについても掲

載情報を更新する。

エ　研究能力の向上のための措置

・他の研究機関における研究者との共同研究及び若手研究者の責任ある立場での研究への参画を積極的に促すことにより､研究所の研究能力を向上させ、その応用・発展的な展開を図る。

オ　効果的な栄養教育手法の開発

①内閣府における第２期食育推進計画の実施について、生涯にわたるライフステージに応じた食生活の問題点について、調査分析を行い、より効果的な食育施策の形成・提示に努める。

②食育や栄養教育を推進する職能団体や自治体の事業に対し、効果的な食育や栄養教育に関する情報を提供しその活動を支援する。

（２）研究水準及び研究成果等に関する事項を達成するための措置

ア　論文、学会発表等の促進

①研究成果については、できるだけ国際的な場での発表を目指し、査読付き学術論文８０報以上、口頭発表２００回以上を行う。

その際、原著論文については、インパクトファクターが２．０以上の学術誌に、３０報以上掲載されることを目指す。

なお、若手研究者による優れた研究成果の発表に対しては、競争的な事前審査により課題を選定し、海外渡航費の付与を行う。

②研究成果に係る著書・総説・解説を年間２００報以上行う。

③国民の健康増進に寄与するため、調査研究の成果を発表するための講演を２００回以上行うほか、マスメディアによる報道が、５０件以上となるよう報道情報の収集に努める。

イ　講演会等の開催

①「日本人の食事摂取基準」（２０１０年版）の普及・啓発のための講習会等にひきつづき講師を派遣するとともに、資料提供・企画支援を行う。

②一般向けの公開セミナー（第１３ 回）を東京で開催する。研究で得られた成果を社会に還元するため、専門家向けのセミナーを他機関との連携による開催を含め２回程度行う。

③管理栄養士・栄養士等の研修や生涯教育のプログラムに対し、職員を積極的に派遣するとともに、連携も含めそれらのプログラムの企画等への支援を３回程度行う。

④外部からの電話やメールを介した問い合わせに適切に対応するとともに、問い合わせの多い事項についてはホームページ上の FAQ に反映させ、効率的な対応ができる体制の整備をさらに進める。

ウ　開かれた研究所への対応

・オープンハウス（研究所公開）を実施し、運動実験施設等における体験コーナーや食事・体力診断等を含めて、当研究所の研究・業務内容をより多くの人々に身近に知ってもらえるよう努める。また、所内見学等に積極的に対応し、小学生や中高生が健康や栄養に関して高い関心を持ち、正しい知識が普及出来る取り組みを行う。

（３）研究実施体制等の整備に関する事項を達成するための措置

ア　研究業務を効率的に実施するための効果的な人員・予算の調整・確保

①法律に基づく業務及び重点調査研究の担当部門に対して、効率的に特別研究員や研究補助員を配置するとともに的確な予算配賦を実施し、戦略的かつ効率的な研究に取り組み着実な研究成果を求める。

②調査研究業務に付随する事務的作業の効率化を促進するために事務部内の研究支援体制の充実を図る。

③運営費交付金をはじめ競争的資金などの予算について、各研究業務の進捗状況及び費用並びに新たな課題を勘案しながら柔軟に配賦を行うなど効果的な取り組みを行う。

イ　産学連携の推進

①共同研究等を積極的に推進するため、民間企業、大学等へ研究所研究員を派遣するとともに、資質の高い研究員を受け入れる。

②研究所が所有する知的財産の活用、又は所有する情報等を用いた共同研究を民間企業及び大学等と積極的に行うこととし、年間に１２件以上を目標とする。

ウ　将来の研究人材の育成

①連携大学院、民間企業及び各種研究機関等から研究員等を年間１００名程度受け入れるとともに、当研究所の研究員を大学院や関係機関等に年間１００名程度派遣し、研究所の持つ情報・技術等を社会に還元する。

②連携大学院について、引き続き拡大を図るとともに兼任教員を派遣し、互いの強みを活かした研究協力を行う。

③流動研究員制度や連携大学院制度を活用し、博士課程修了者等の若手研究者や大学院生を積極的に受け入れることにより、将来の研究人材の育成に資するとともに、研究所の研究機能の強化を図る。

エ　施設・設備の有効活用

①測定室、RI 室、動物飼育室、運動トレーニング室等の各プログラムで共同で使用する施設・設備については、効果的に研究ができるよう環境を確保する。

②「独立行政法人国立健康・栄養研究所設備等利用規程」に従い、当研究所の施設・設備を利用して、他研究機関の研究者・運動指導者と共同して運動による健康増進効果に関する共同研究を実施する。

２．法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項を達成するための措置

（１）健康増進法に基づく業務に関する事項を達成するための措置

ア　健康・栄養調査の効率的実施

国民健康・栄養調査の集計業務については、引き続き、正確かつ効率的な集計を通して、結果発表までの期間の迅速化を図る。また、データ収集に携わる行政の担当者等に対して、技術講習、情報提供、研修教材等の提供、標準的な調査ツールの提供などを通じて、積極的な技術支援を行う。さらに、健康・栄養調査の効率化を目指した専用ソフト（名称：食事しらべ）をアップデートして自治体へ配布し、調査の全体の効率化も目指す。

イ　特別用途食品及び収去食品等の分析

①消費者庁の特別用途表示の許可等に関わる申請に基づく試験業務を期間内に実施するとともに、そのヒアリングに適切に対応する。

②健康増進法第27条第5項の規定により収去した特別用途食品及び栄養表示がなされた食品の分析業務を、期間内に実施する。

③栄養表示基準における栄養成分の分析法について、より適切な分析手法の検討を行う。また、試験検査機器の有効利用及び整備の充実を図る。

④登録試験機関間の分析精度管理体制を確立するための組織を構築する。

⑤分析技術の確立していない特定保健用食品の関与成分について、標準品の開発を行なう。

（２）社会的・行政ニーズへの対応に関する事項を達成するための措置

ア　社会的・行政ニーズの把握

①社会的ニーズを把握するため、健康・栄養に関連する団体、大学、民間企業等との意見交換会を年６回程度実施し、連携を強化する。とくに、当研究所は国民生活に密着した分野を対象としており、国民に研究成果を還元することが重要であることから、第一線で活躍している管理栄養士等から、具体的なニーズ等の把握に努める。

②行政ニーズを適時把握するために、厚生労働省生活習慣病対策室・食品安全部、消費者庁食品表示課、内閣府食育推進担当等と情報・意見交換を１回以上行い、研究・業務等に公正中立な立場で適正に反映させる。

③国、地方自治体、国際機関等からの技術的な協力依頼に応えるとともに、行政ニーズを把握するため、各種審議会、検討会の専門委員等として職員を積極的に派遣する。

イ　ホームページを活用した国民ニーズの把握

・国民、栄養専門職等からの意見、要望等を広く効率的に把握するため、インターネット上の種々の仕組みを活用した取り組みを行う。

（３）国際協力、産学連携等対外的な業務に関する事項を達成するための措置

ア　アジア地域における学術的ネットワークの構築

①ＷＨＯ研究協力センター（申請中）としての体制を整え、アジア・太平洋諸国における栄養、身体活動分野での調査・研究ニーズの把握に努める。その一環として、ＷＨＯ等との協力関係を強化し、関連する国際会議に研究員を派遣する。

②アジア諸国との間で、栄養学研究の発展につながる共同研究及び人材育成を積極的に行う。研究交流を推進する観点から、国際栄養協力若手外国人研究者招へい事業を活用し、年間２名（バングラデシュ１名、マレーシア１名を予定）の若手研究者を受け入れる。また、フォローアップ共同研究助成事業により、これまで受け入れた研修生との共同研究や情報提供などを引き続き推進する。

③第５回アジア栄養ネットワークシンポジウムを開催し、アジア諸国の研究機関との学術交流を通じたネットワークづくりを進める。

④GEMS/Food プログラム協力機関として、国民健康・栄養調査の結果等、わが国の食事調査データの発信に努める。

⑤アジア諸国における栄養士制度・栄養士養成の現状について調査・検討を行う。

⑥当研究所の研究成果、わが国の栄養、運動施策上の重要なガイドライン（食事摂取基準、エクササイズガイド等）について、英語版ホームページ上で情報発信するとともに、データ提供等の支援を行い、海外からのニーズに的確かつタイムリーに応える。

イ　産学連携等による研究成果等の社会還元

・健康・栄養や食品開発等に関連する研究機関、民間企業等との共同研究や受託研究、特許等の実用化等により、当研究所の研究成果やノウハウを具体的な商品開発やサービスを通じて、社会に還元できるよう努める。

・宇宙航空研究開発機構（JAXA）と連携して立ち上げた「機能性宇宙食研究会」を産学連携のもと発展させ、超高齢化社会に適用可能な機能性宇宙食の開発とその応用を目的として、国際宇宙ステーション「きぼう」日本実験棟において機能性宇宙食を開発するためのフィージビリティ研究を開始する。

・知的財産権取得に適した研究について、その成果の学会及び論文発表の前に掘り起こしを行い､戦略性を持って年間４件程度の特許等の出願を行う｡また、当研究所の特許等に関する情報を、ホームページ上に公開し、民間企業等へ積極的に技術の紹介を行う。

（４）栄養情報担当者（ＮＲ）制度に関する事項を達成するための措置

①栄養情報担当者（以下「ＮＲ」という。）認定制度については、第三者機関に移管を行うための問題点について検討を行うとともに第三者機関との移管に向けた意見交換等を行う。

②また、第三者機関に移管を行うまでの間、有資格者及び資格取得を目指している者の不利益とならないよう、次の事業を実施する。

・ＮＲのアドバイザリースタッフとしての質を維持向上するための研修会

・外部有識者の協力を得つつ、適正かつ公正なＮＲ認定試験、ＮＲ認定資格確認試験及び登録等関連業務

３．情報発信の推進に関する事項を達成するための措置

（１）総合的な情報発信及び対外的な業務の推進

・外部に情報発信している複数のページについて、閲覧対象者ならびに研究所内の業務を考慮した見直しを行う。また、そのための委員会等の活動を充実させる。

（２）ホームページによる活動状況の配信

・提供情報を利用する団体や組織との連携を図ることにより、ホーページの閲覧回数の増加に努める。

（３）研究・業務実績の情報提供

・研究所の活動及び研究業績については、ホームページを介して迅速に情報提供するとともに、年１回研究報告としてまとめて刊行する。トピック的な内容については『健康・栄養ニュース』を年４回(季刊)刊行し、その電子媒体による配信により情報提供する。

（４）ホームページ等を活用した積極的な情報開示

・ホームページ等を活用して、研究所の諸規程、その他の必要な情報開示を積極的に行う。

第２　業務運営の改善及び効率化に関する事項を達成するための措置

１．運営体制の改善に関する事項を達成するための措置

（１）効率的な組織運営のための内部統制の強化

①研究所の意思決定と運営を機動的にかつ効率的に行うことができるよう、以下の常設の会議及び委員会を定期的にまたは必要に応じて開催し、研究業務の円滑な推進を図る。

・幹部会議

・運営会議

・研究企画委員会

・研究倫理審査委員会

・利益相反（COI）委員会

・所内セミナー

②研究業務遂行における内部統制の強化を図るため、会計監査役員による定期的監査及び理事長による各研究部・研究室、センターに所属する研究員に対す

る研究状況に関するヒアリングを行う。
③研究所内の情報共有と伝達を強化するため、上記会議・委員会の内容及び必要な情報等につき速やかに所内 LAN により研究所各員に周知を図る。
④研究所における危機管理体制の強化を図るため、理事長より各研究員に至る緊急の連絡体制を整え、年１回以上、訓練を行いその機動の確認を行う。

（２）研究の企画及び評価機能の強化
①研究部門間での連携を強め、戦略的な事業の立案・実施に役立てるとともに国内外の最新の研究成果を知ることができるよう、研究所セミナーを毎月１回以上開催する。
②研究企画委員会を定期的に開催し、研究部門間の相互の意思疎通を図るとともに戦略的な事業の立案、推進に役立てる。

（３）円滑な組織運営のための業務の進捗管理及び評価
①各研究室における研究及び業務については、各研究部長及びセンター長が研究企画委員会或いは運営会議で必要な報告を行う。
②各研究部、センター及び研究室の研究・業務の進行状況等については年１回または２回、所内公開の報告会を行いその成果について評価を行う。
③各研究・業務に関する内部進行管理を強化するため、理事長による各研究部・センター及び研究室の研究員に対するヒアリングを年１回以上行う。
④所内 LAN の活用により、業務の進捗状況管理を行うとともに、各研究部・センター間、事務部門との情報の共有を促進する。

（４）情報公開による透明性の確保
・独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成１３年法律第１４０号）に則り、文書を適正に管理するとともに、適正な情報公開を行う。

（５）積極的な外部資金の獲得及び資源の有効活用
・競争的研究資金や受託研究など外部資金の積極的獲得に取り組むとともに経費の節減や研究所が所有する設備等の有効利用を推進する。

２．研究・業務組織の最適化に関する事項を達成するための措置
（１）効率的な調査研究業務を実施するための組織の最適化
①研究所の組織や研究内容を国民にわかりやすくするため、従来のプログラム、プロジェクト体制を研究部、研究室体制に改組する。（別紙１のとおり）
②研究部、センター及び研究室体制のほか、特別な研究及び業務については必要に応じて臨時にプロジェクトチームを組織することにより業務の効率的遂行を期する。
③また、組織の改組後はその効果の検証を行い、その検証結果を公開する。

（２）民間団体、大学、地方公共団体、他府省等における調査研究との相互補完を図る観点から、重複・類似する研究を排除するとともに、当研究所の特長を生かした研究を推進することにより、研究の効率化を図る。他の研究機関との連携のあり方について検討を行い、研究員の連携・交流を進め、人材の養成と資質の向上に努めることにより、組織・研究の活性化を図る。

３．職員の人事の適正化に関する事項を達成するための措置

（１）重点化する調査研究及び法定業務に対応するための適正な人員配置

①重点化する調査研究及び法律に基づき着実に実施すべき業務については、研究補助員等を適切に配置するなど効果的な運用を行い、研究・業務の推進を図る。

②一部の職員への過重な負担とならないよう、研究・業務等の適正配分に努めるとともに、必要に応じて見直しを行い、職員の健康の維持・増進につながる職場環境づくりを目指す。

また、収去食品の試験業務における民間登録試験機関での試験導入及びＮＲ認定制度業務の廃止に伴う要員の見直しや合理化については、検討状況の推移を踏まえつつ対応する。

（２）研究員の業務の適正な評価

①大学、民間企業等との多様な形態の連携が可能となるよう、起業を含め、民間企業、団体等との兼業についても、当研究所の目的、理念に合致したものについては積極的に行い、成果の社会還元を促進する。

②各研究員の個人業績及び各プロジェクトの実績を適正に評価し、昇給・昇任等に反映させる。

（３）有能な研究員の登用

①「独立行政法人国立健康・栄養研究所における研究者の流動化計画」に沿って、研究員の採用にあたっては、引き続き原則公募制、任期付の採用を行う。

②任期付研究員については、任期中の実績評価を適正に行い、任期を付さない職員としての採用を検討する。任期付研究員の採用にあたっては、流動化計画に則る一方、当研究所の長期的な展望との均衡を図りつつ、研究や業務の性質、行政及び社会的ニーズに応じて、柔軟な運用を行う。

③外国人研究者や女性研究者の採用を積極的に行うとともに、研究業務に従事しやすい環境づくりとして、引き続きフレックスタイム制の活用をはじめ、産休や育児休業等の各種制度の活用を進める。

（４）事務職員の適正な評価

・事務職員についても、あらかじめ自己の達成目標を設定させるとともに、達成目標を含む業務全般に対しての自己評価を含む総合的な人事評価制度に基づき、個人面接を行い、直属上司及び総括上司の二段階評価を実施する。評価の結果は、昇給・昇任等に反映させる。

４．事務等の効率化・合理化に関する事項を達成するための措置

（１）事務業務の効率化

・業務の効率化を図るため、各種事務手続きの簡素化、迅速化、電子化を図るとともに、業務内容を見直し、外部委託が可能な業務については、費用対効果を勘案しつつ積極的に推進する。

（２）事務職員の資質向上

・事務職員の資質向上を図るため、業務上必要とされる知識（知的財産、安全管理、会計・契約等）の技術取得ができるよう、自己啓発や能力開発のための研修に積極的に参加させる。また、職員が働きやすく自己能力が最大限発揮できるよう、職場環境の整備を引き続き図る。

（３）業務システムの効率化

業務の効率化を推進するため情報総括責任者（ＣＩＯ）を中心に業務・システムの最適化・効率化を図る。

５．評価の充実に関する事項を達成するための措置

（１）内部評価の実施

・各研究部、センター及び研究室の研究・業務については年１回または２回、報告会とともに評価を行う。評価結果については、毎年度内部評価委員会を開催してその結果についての総括を行い、研究業務の確実な実施と効率化を期する。

（２）外部評価の実施

・外部の専門家等の評価者による外部評価について、毎年度２回程度実施する。

（３）評価結果の公表

①内部及び外部評価の結果はホームページ上で公表するほか、評価結果の内容については部や室の範囲にとどまらず、非常勤職員を含めた全員に結果を伝え、研究所に求められている方向性や課題等の共通理解を促し、研究及び業務の内容改善等につなげる。

②理事長等役員及び管理職は、これらの評価結果を踏まえ、予算や人材等の研究資源の配分等に反映させ、調査・研究活動を効率・活性化させる。

（４）研究業績等の自己点検及び評価

①各研究員においては、社会及び当研究所で求められている自らの役割を充分認識した上で、当該年度における自らの調査研究及び業務の成果について、点検を行う。その際、成果を客観的に整理・分析するために、所内 LAN による「業績等登録システム」を活用する。

②各研究員の評価は、人事評価マニュアルに基づき、主に研究部内での貢献及び十分な成果の達成という視点から各部長／センター長、研究企画評価主幹及び理事長が行う。なお、任期付研究員については、任期中の実績評価を行い、その結果をその後の採用等に反映させる。

６．業務運営全体での効率化を達成するための措置

・一般管理費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。人件費は除く。）については、事務消耗品の一括購入などにより削減に努め、平成 22 年度実績に比べ 2%以上の削減を図る。

・人件費（退職手当及び法定福利費等を除く。）については、適正な人事配置に努め、平成 22 年度実績に比べ１％以上の削減を図る。

また、給与水準についても平成 21 年度のラスパイレス指数（地域・学歴勘案）が 97.4 であることを踏まえ、この水準を引き続き維持するとともにその結果を公表する。

・業務経費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの）については、研究の重点化に伴い、業務の効率化、コストの削減に努め平成 22 年度実績に比べ 1%以上の削減を図る。

・契約については、以下の取り組みによりその適正化を推進する

ア　原則一般競争入札を行い、随意契約を行う場合は真にやむを得ない場合とする。

イ　「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施し、その取組状況を公表する。

ウ　一般競争入札により契約を行う場合であっても、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。

エ　会計監事による定期的な監査により、入札・契約の適正な実施について点検を受ける。

オ　契約監視委員会において、契約方式の妥当性及び競争性確保のための改善方策の妥当性等を事前審査する。

第３　財務内容の改善に関する事項を達成するための措置

１．外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項を達成するための措置

（１）外部研究資金の獲得

①厚生労働省、文部科学省等の各府省や科学技術振興機構等の機関が実施する公募型研究への課題の応募を積極的に行う。その際、当研究所の目的等を勘案して、競争力の高い研究課題であるか、また、他の研究機関等との共同研究の中核であるかを重視する。

②健康・栄養に関する調査・研究及び国や民間企業等からの受託研究や共同研究、その他の業務については、当研究所の目的やその後の発展性及び交付金事業として行う研究を勘案しながら、それらに合致するものについては積極的に受け入れ、自己収入の増加を図る。

なお、外部研究資金の獲得にあたっては、過去２カ年平均の 80%以上の件数の確保を目標とする。

（２）知的財産の活用等による自己収入の確保

①知的財産については、その出願や維持に係る費用を勘案しながら、実施につながる可能性の高いものについて必要な維持を行い自己収入につなげる努力を行う。

②研究成果及び国民健康・栄養調査結果および食事摂取基準等の社会還元を目的に出版（研究所監修による書籍、マニュアル、テキスト等）を行うことにより、自己収入の確保につなげる。

③施設の開放にあたっては、ヒトを対象とした研究への参加、地域住民の健康づくりという視点を踏まえて研究所設備の効率的利用を推進する。

２．経費の抑制に関する事項を達成するための措置

（１）効率的な資金の運用・管理

・「無駄削減取組目標」うち、特に無駄削減に向けた職員の意識改革、行政コストの節減・効率化に掲げる事項に係る取り組みを積極的に実施し、予算執行状況の把握とともに、これら取り組み状況について、運営会議で評価を行う。

（２）研究業務の集約化

・各研究部にまたがる研究の実施や、施設整備、スペース等の共同利用により、人的資源、コスト削減につなげる。

・データ入力、検体の定期検査などの人的コスト削減につながるものについてはアウトソーシングを推進する。また契約にあたっては原則一般競争入札を行う。

第４　予算（人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

１．予算

別紙２のとおり

２．収支計画

別紙３のとおり

３．資金計画

別紙４のとおり

第５　その他の業務運営に関する重要事項を達成するための措置

（１）セキュリティの確保

・「第２次情報セキュリティ基本計画」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進し、セキュリティの確保に努める。

第６　平成２３年度独立行政法人国立健康・栄養研究所行事等予定表
別紙５のとおり

別紙１

研究所組織

- 理事長
  - 理事
  - 監事
  - 監事
  - 研究企画評価主幹
  - 研究部門
    - 栄養疫学研究部
      - 国民健康・栄養調査研究室
      - 食事摂取基準研究室
    - 健康増進研究部
      - 運動ガイドライン研究室
      - エネルギー代謝研究室
    - 臨床栄養研究部
      - メタボリックシンドローム研究室
      - 栄養療法研究室
    - 栄養教育研究部
      - 栄養ケア・マネジメント研究室
      - 健康・栄養指導研究室
      - 食育研究室
    - 基礎栄養研究部
      - 脂質・糖代謝研究室
    - 食品保健機能研究部
      - 食品分析研究室
      - 食品栄養・表示研究室
      - 食品機能研究室
  - 情報部門
    - 情報センター
      - 健康食品情報研究室
      - 栄養情報技術研究室
  - 対外部門
    - 国際産学連携センター
      - 国際栄養研究室
      - 生物統計研究室
      - 研修・連携推進室
  - 事務部門
    - 事務部
      - 庶務課
      - 会計課
      - 業務課

別紙２

平成２３年度予算

（単位：百万円）

区　　別	金　　額
収入	
運営費交付金	691
手数料収入	3
受託収入	63
栄養情報担当者事業収入	20
寄附金収入	8
雑収入	5
計	791
支出	
人件費	501
うち　基本給等	492
退職手当	9
一般管理費（光熱水料、図書館関係経費等）	83
業務経費	113
国民健康・栄養調査に関連するサーベイランスプログラム	10
食品収去試験等業務	4
栄養疫学プログラム	14
健康増進プログラム	14
臨床栄養プログラム	6
基礎栄養プログラム	10
食品保健機能プログラム	8
国際栄養協力事業	8
健康食品安全情報ネットワーク事業	21
健康栄養情報事業	18
受託経費	94
特別用途食品表示許可試験費	3
受託経費	63
栄養情報担当者事業経費	20
寄附研究事業費	8
計	791

（注）単位未満四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別紙３

平成２３年度収支計画

（単位：百万円）

区　　別	金　　額
費用の部	
経常費用	806
人件費	501
うち　基本給等	492
退職手当	9
一般管理費（光熱水料、図書館関係経費等）	83
業務経費	113
国民健康・栄養調査に関連するサーベイランスプログラム	10
食品収去試験等業務	4
栄養疫学プログラム	14
健康増進プログラム	14
臨床栄養プログラム	6
基礎栄養プログラム	10
食品保健機能プログラム	8
国際栄養協力事業	8
健康食品安全情報ネットワーク事業	21
健康栄養情報事業	18
受託経費	94
特別用途食品表示許可試験費	3
受託経費	63
栄養情報担当者事業経費	20
寄附研究事業費	8
減価償却費	15
収益の部	806
運営費交付金収益	691
手数料収入	3
受託収入	63
栄養情報担当者事業経費	20
寄附研究事業費	8
雑収入	5
資産見返物品受贈額戻入	3
資産見返運営費交付金戻入	12
純利益	－
目的積立金取崩額	－
総利益	－

（注）単位未満四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別紙４

平成２３年度資金計画

（単位：百万円）

区　　別	金　　額
資金支出	791
業務活動による支出	791
投資活動による支出	0
資金収入	791
業務活動による収入	791
運営費交付金による収入	691
手数料収入	3
受託収入	63
栄養情報担当者事業経費	20
寄附研究事業費	8
雑収入	5
前期中期目標の期間よりの繰越金	0

（注）単位未満四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別紙５

平成２３年度独立行政法人国立健康・栄養研究所行事等予定表

平成 23 年 4 月	
5 月	
6 月 12 日（日） 18 日（土）～19 日（日） ―	○　第８回独立行政法人国立健康・栄養研究所認定栄養情報担当者認定実施試験 ○　第６回食育推進全国会議（静岡県） ○　「平成 22 年度業務実績報告」を厚生労働省独立行政法人評価委員会に、「平成 22 年度財務諸表等」を厚生労働大臣にそれぞれ提出。 ○　「健康・栄養ニュース」（第 36 号）の発行
7 月 ―	○　第８回独立行政法人国立健康・栄養研究所認定栄養情報担当者認定試験合格者発表
8 月	
9 月 ―	○　「健康・栄養ニュース」（第 37 号）の発行 ○　研究所一般公開（オープンハウス）
10 月	○　栄養情報担当者研修会
11 月 ―	○　栄養情報担当者研修会 ○　第９回独立行政法人国立健康・栄養研究所認定栄養情報担当者認定試験受験資格確認試験
12 月 ― ―	○　「健康・栄養ニュース」（第 38 号）の発行 ○　第９回独立行政法人国立健康・栄養研究所認定栄養情報担当者認定試験受験資格確認試験合格発表
平成 24 年 1 月	
2 月 25 日（土） ―	○　第 13 回研究所主催一般公開セミナー・研究所公開業務報告会（東京） ○　第９回独立行政法人国立健康・栄養研究所認定栄養情報担当者認定試験実施要綱の公表
3 月 ― ― ―	○　外部評価委員会 ○　平成 24 年度計画を厚生労働大臣へ提出 ○　「健康・栄養ニュース」（第 39 号）の発行

◎　運営会議は８月を除く毎月第２木曜日に開催する。
◎　健栄研セミナーは原則、毎月第３木曜日に開催する。
◎　専門家向けセミナーを東京及び地方にて開催する。
※　実施日については、諸般の都合により変動があり得る。